

日本基準トピックス

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」等(その他の包括利益に対する課税等の取扱い)の公表
(金融庁)

2023年4月5日 第462号

■ 主旨

- 2023年3月27日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」とする)の一部を改正する内閣府令」(以下、「本内閣府令」とする)等を公表しました。
- 本内閣府令は、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正を受けて、連結財務諸表規則等について所要の改正を行うものです。
- 原文については、[金融庁のウェブサイト](#)をご覧ください。

経緯

2022年10月28日、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」とする)は、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下、「法人税等会計基準」とする)および企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、「包括利益会計基準」とする)の改正基準を公表しました。

改正前の法人税等会計基準では、当事業年度の所得等に対する法人税等は、法令に従い算定した額を損益に計上することとされていましたが、改正後は、原則として、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本およびその他の包括利益に区分して計上することとされています。これに伴い、包括利益会計基準でも、その他の包括利益の内訳項目は、改正前は「税効果の金額」を控除した後の金額で表示し、「税効果の金額」を注記することとされていましたが、改正後は「その他の包括利益に関連する法人税等及び税効果の金額」を控除した後の金額で表示し、「その他の包括利益に関連する法人税等及び税効果の金額」を注記することとされています。

詳細については、「[法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準](#)」(改正企業会計基準第27号)等の公表(ASBJ)(日本基準トピックス第450号)をご覧ください。

これに対応して、2022年12月27日、金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表し、2023年1月31日まで広く意見の募集を行いました。

当該内閣府令案に寄せられたコメントを受けて、一部文言を修正した後、2023年3月27日、金融庁は、本内閣府令等を公表しました。

改正内容

本内閣府令等により、主に以下の改正が行われています。

1. 連結財務諸表規則

改正後	改正前
<p>(その他の包括利益の区分表示)</p> <p>第 69 条の 5 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 その他の包括利益の項目の金額は、<u>その他の包括利益に関する法人税等及び税効果の金額を控除した金額</u>を記載するものとする。ただし、<u>当該法人税等及び税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、当該法人税等及び税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。</u></p>	<p>(その他の包括利益の区分表示)</p> <p>第 69 条の 5 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 その他の包括利益の項目の金額は、<u>税効果の金額を控除した金額</u>を記載するものとする。ただし、<u>税効果の金額を控除する前のその他の包括利益の項目の金額に、税効果の金額を一括して加減して記載することを妨げない。</u></p>
<p>(その他の包括利益に関する注記)</p> <p>第 69 条の 6 前条第 4 項に規定する<u>法人税等及び税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</u></p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(その他の包括利益に関する注記)</p> <p>第 69 条の 5 前条第 4 項に規定する<u>税効果の金額は、その他の包括利益の項目ごとに注記しなければならない。</u></p> <p>[2・3 略]</p>

2. 連結財務諸表規則ガイドライン

改正後	改正前
<p>65-1-1 規則第 65 条第 1 項第 1 号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。</p>	<p>65-1-1 規則第 65 条第 1 項第 1 号に規定する法人税、住民税及び事業税は、<u>当該連結会計年度に対応する期間の法人税、住民税及び事業税として連結会社が納付すべき額(中間納付額を含む。)</u>をいうものとする。</p>

3. 財務諸表等規則ガイドライン

改正後	改正前
<p>95 の 5-1-1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「<u>法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準</u>」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。</p>	<p>(新設)</p>

施行期日

本内閣府令等は、公布の日から施行されます。

1. 適用日

本内閣府令等による改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項および第 69 条の 6 第 1 項の規定は、2024 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用されます。

2. 早期適用

2023 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、これらの規定を適用することができます。

3. 経過措置

連結財務諸表に初めて改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項および第 69 条の 6 第 1 項の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表に含まれる比較情報については、改正前の連結財務諸表規則によることができます。

4. 中間連結財務諸表における取扱い

中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表につき、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 70 条の 5 において改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項の規定を準用する場合についても、上記 1. から 3. までと同様です(ただし、3. については直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項の規定を適用している場合を除く)。

5. 四半期連結財務諸表における取扱い

連結会計年度に属する四半期連結累計期間および四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表につき、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 83 条の 5 において改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項の規定を準用する場合についても、上記 1. から 3. までと同様です(ただし、3. については直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に改正後の連結財務諸表規則第 69 条の 5 第 4 項の規定を適用している場合を除く)。

(注) 四半期連結財務諸表に関しては、上場企業の第 1・第 3 四半期について、2024 年 4 月 1 日以降開始する四半期から金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する議案が国会に提出されている(2023 年 4 月 5 日現在では審議中)。詳細は「[金融商品取引法等の一部を改正する法律案](#)」(第 1・第 3 四半期報告書の廃止等)(金融庁)(日本基準トピックス第 459 号)を参照。

PwCあらた有限責任監査法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング

お問い合わせ: <https://forms.jp.pwc.com/public/application/add/154>

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC あらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors